

岩手県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田 寛也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
社団医療法人恵生会河南病院	盛岡市中野一丁目10番10号	平成18年12月16日
中野薬局	盛岡市中野一丁目10番6号	平成18年11月30日
ほほえみ薬局	盛岡市本宮二丁目41番1号	”
神の前歯科小児歯科医院	紫波郡矢巾町南矢幅第13地割字神前48番地8	平成18年10月6日